

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 恩田 誠 様 であて名 〒500-8731 日本国岐阜県岐阜市大宮町二丁目12番地1		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 16.10.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 P3P20180387		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/030227	国際出願日 (日.月.年) 13.08.2018	優先日 (日.月.年) 31.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C01B33/18(2006.01)i, G02F1/1339(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 宇部エクシモ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 01.10.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 手島 理 電話番号 03-3581-1101 内線 3416	4G	5083

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3	有
	請求項	1-2	無
進歩性 (I S)	請求項	3	有
	請求項	1-2	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-3	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献 1 : JP 3-279209 A (徳山曹達株式会社) 1991. 12. 10, 特許請求の範囲、第 2 頁 右上欄第 9 - 1 6 行、第 4 頁左上欄第 1 - 6 行、実施例 (ファミリーなし)
 文献 2 : JP 8-183610 A (三菱化学株式会社) 1996. 07. 16, (ファミリーなし)
 文献 3 : JP 63-89408 A (触媒化成工業株式会社) 1988. 04. 20, & US 4925704 A & EP 234816 A2
 文献 4 : JP 2014-114358 A (宇部エクシモ株式会社) 2014. 06. 26, (ファミリーなし)

・請求項 1 - 2 に係る発明は、国際調査報告にて引用した文献 1 により、新規性、進歩性を有しない。

文献 1 には、黒色シリカ粒子の発明が記載されており、黒色の発現は、シリカ粒子内では有機物が炭化して出来たカーボンによること、カーボンの含有率は 0. 1 ~ 7 重量%の範囲であること、この黒色は有機溶媒による洗浄によって退色することはなく、また、体積固有抵抗が大きいことから、黒色シリカ粒子中のカーボンは、シリカ粒子の表面に存在するのではなく、シリカ粒子の内部にとり込まれているものと推測されることが記載されている (特許請求の範囲、第 2 頁右上欄第 9 - 1 6 行、第 4 頁左上欄第 1 - 6 行、実施例)。

文献 1 には、シリカ粒子の表面に含まれる炭素の含有量について明記されていないが、上記のとおり、黒色シリカ粒子中のカーボンは、シリカ粒子の表面に存在するのではなく、シリカ粒子の内部にとり込まれていると推測されることから、シリカ粒子の表面に含まれる炭素の含有量は、1 質量%以下である蓋然性が高い。仮に異なるとしても、黒色の程度、体積固有抵抗等を考慮して、表面を洗浄するなどして炭素の量を調節して 1 質量%以下とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(補充欄に続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

・請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 4 に対して新規性、進歩性を有する。

文献 1 - 4 には、トリアルコキシシランから得られる縮合物を含む第 1 の粒子を得る工程と、前記第 1 の粒子中の有機成分を炭化させることで炭素を含有する第 2 の粒子を得る工程と、前記第 2 の粒子の表面に含まれる炭素を除去する工程と、を備える、黒色粉体の製造方法が記載されておらず、しかもその点は文献 1 - 4 の記載から当業者といえども容易に想到し得ないものである。